

介護予防・日常生活支援総合事業

生きがい対応型訪問サービス

軽度生活支援員派遣サービス

生きがい対応型通所サービス

高齢者活動支援サービス

集団指導

【運営指導において指摘の多い事項等について】

令和7年9月25日

大村市福祉保健部

長寿介護課

給付グループ

1 運営指導において指摘の多い事項について

(1) 運営に関する基準

- ①運営規程に定めるべき事項について
- ②感染症の発生又はまん延防止のための措置について
- ③重要事項の掲示について
- ④利用者及び利用者の家族の個人情報の同意について
- ⑤虐待の発生又は再発を防止するための措置について
- ⑥変更届出書の提出について
- ⑦地域包括支援センターへの報告について

(2) 介護報酬請求（加算・減算）に関する基準

- ①介護職員等処遇改善加算の算定について
- ②口腔機能向上加算の算定について

2 生きがい対応型通所サービス計画及び高齢者活動支援サービス計画の作成等について

3 電子申請・届出システムについて

4 その他

【根拠法令】

○大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例（平成 27 年条例第 6 号）（以下「市条例」という。）

○大村市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者の指定等に関する規則（平成 27 年規則第 24 号）（以下「市指定規則」という。）

○大村市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成 30 年規則第 11 号の 2）（以下「市規則」という。）

○厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）（以下「大臣基準」という。）